

道しるべ



特別寄稿 巻頭言

「脱被ばく」を考える

小澤洋一（南相馬・避難勧奨地域の会）

2011年3月の東電原発核事故により、広く東日本の環境中に人口の放射能が拡散してしまいました。国際基準で、年1mSv（ミリシーベルト）が人工放射能による追加被ばくの限度とされているのに、なぜか福島県だけは年20mSvまでの被ばくが強要されるようになりました。他県では、 $0.23\mu\text{Sv/h}$ を超えるところは汚染状況重点調査地域とされ除染の対象地域なのですが、福島県では一度除染が済めば $0.23\mu\text{Sv/h}$ を超えていても二度と除染が行われることはありません。そして、 $3.8\mu\text{Sv/h}$ 以下ならば原発作業基準の5年平均の被ばく限度である年20mSvを超えることはないとして、復興の名のもとに新たな安全神話が築かれようとしています。

果たして、子どもを含めた福島県民だけが原発事故後に、それまでの20倍の放射能耐性を獲得したのでしょうか。国は自ら憲法25条に規定する生存権を侵害しているといえます。

放射線管理区域の定義として、「外部放射線による外部被ばく」と「空気中の放射性物質の吸入による内部被ばく」が掲げられています。前者はSv（シーベルト：線量）で、後者はBq（ベクレル：汚染）で評価されるものですが、国は後者をことごとく無視した対応をしています。理由は、東日本の多くが管理区域に相当しているからです。もちろん、食べることによる内部被ばくなどは、評価の対象外であって論外です。管理区域では飲食が禁止されているからです。喫煙や排尿も禁止、10時間以上の滞在も禁止されています。

後者については、空気中濃度限度（ Bq/m^3 ）で評価されますが、環境中では壁で囲まれた管理区域のように正確な測定は困難です。また後者では、表面汚染密度（ Bq/m^2 ）でも評価することができます。一般に食品と同じように土壌汚染は Bq/kg で評価されていますが、実際には Bq/m^2 で評価することもできます。チェルノブイリ原発事故では、セシウム137の土壌汚染で $185,000\text{Bq/m}^2$ （年1mSv）以上の地域は、補償付きの移住の権利があるとされています。福島県内には土壌汚染でこのような地域がたくさんあります。また首都圏でさえも、このような土壌汚染に迫る地域が相当数あります。

脱被ばくを考えると、外部被ばく以上に内部被ばくが深刻です。内部被ばくをSv（シーベルト：線量）で評価するのは邪道だといえます。セシウム137の場合、呼吸による実効線量係数（ mSv/Bq ）として0.000039で換算するからです。 $\text{Bq}\Rightarrow\text{mSv}$ とするのに100万分の39を用いていますが、こんなものを誰が証明できるのでしょうか。実験室で $1\mu\text{m}$ （100万分の1メートル）程度の放射性微粒子を吸い込んだ場合には成立する係数かもしれませんが、環境中のホットパーティクル（高放射能微粒子）という巨大な放射能の塊を吸い込んだ時には、全く成立するわけがありません。このような危険性は、ホコリが舞い上がる環境にあります。草むしり・車のタイヤでの巻き上げ、集団でのランニング・サッカーや野球などの屋外スポーツなどで吸い込む可能性のあるホットパーティクルには要注意です。「放射能はホコリと共にある」と考えれば、放射線防護がしやすくなります。幹線道路を歩くのは、ホコリを吸い込むのでやめた方がいいです。車内は外気取り入れではなく、いつも内気循環にしておきましょう。洗濯物やふとんなどの外干しはやめたほうがいいでしょう。

原子力規制委員会から2015年10月の月間降下物が発表されました。東日本で6番目の東京都新宿区の数値は 1.18Bq/m^2 でした。福島県が発表した伊達市富成の数値は 530Bq/m^2 で東京の449倍でした。最下位で12番目に検出された盛岡市の 0.23Bq/m^2 に対して富成は2,304倍ですから、不検出の地域と比較すれば2,500倍程度でしょう。敷地が100坪（ 330m^2 ）とすれば富成では、月間約18万Bq（1日約6,000Bq）のセシウムが敷地に落ちていたことになります。子どもたちがこの先何十年も暮らしているのでしょうか。



ふくしま写真館

飛田晋秀（写真と文）

間もなく、5年目。
復興、もう大丈夫などと言っているが、まだそんな段階ではない。
除染しても3μSv以上もあるのに無駄ではないか。
何を基準としているのか。

3.17μSv



子ども脱被ばく裁判第3回口頭弁論

◆第3回口頭弁論期日報告

井戸謙一（子ども脱被ばく裁判弁護団長）



12月1日の第3回口頭弁論期日の報告をします。この日までに寄せられた署名9705筆（累計で1万7459筆）を裁判所に提出した後、期日が始まりました。署名をお寄せいただいた方々に厚く感謝いたします。

原告側は、事前に、①訴えの追加的変更申立書【子ども人権裁判について、従前の確認請求（危険とはいえない地域で教育を受ける権利があることの確認を求める請求）に給付請求（危険とはいえない地域で教育を実施することを求める請求）を付け加えるとともに、「危険とはいえない地域」を福島第一原発事故直後の土壌汚染濃度から特定したもの】、②準備書面(6)（低線量被ばくの危険を述べたもの）、③準備書面(7)（小児甲状腺ガンの増加問題を述べたもの）



を提出しました。また、子どもには安全な環境で教育を受ける権利があることについて、同志社大学の横田光平教授の意見書を提出しました。

他方、被告国、被告県は、親子裁判について準備書面を提出しました。被告国は、原告側の主張に難癖をつけて、国の積極的主張をするのをまた回避しました。被告県は、基本的な主張をしました。それは、「県には、放射線量の情報を県民に提供する義務はない」、「国が安定ヨウ素剤を服用させる必要はないと判断している中で、県が県民に独自に服用を指示する理由はなかった」、「学校を再開したのは市町村教育委員会が決めたことで、県は関知しない」「山下俊一アドバイザーは放射能の危険性を科学的に説明したのであって、言葉尻をとらえて非難するのは相当でない」等と開き直るものでした。

裁判所は、子ども人権裁判について、審理を終えて終結しようとしていました。裁判所が子ども人権裁判を門前払いしようとしていることがはっきりしましたので、原告弁護団は、裁判所に対し、追加した給付請求について被告の意見を文書で求め、原告側に反論の機会を与えるべきこと、裁判所が、子ども人権裁判が訴訟要件を欠いていると考えているのであれば、それを指摘して、原告側に反論の機会を与えるべきこと等を強く迫りました。その結果、裁判所は、終結を断念し、原告側に次回までに反論の機会を与えることになりました。

確かにこの裁判は前例がありません。前例のない裁判が起こったのは、前例のない人権侵害が起こったからです。それを裁く司法には、前例のない判断が求められます。弁護団は、そのことを次回期日までに強く主張して、裁判所の翻意を求めます。市民の皆さまも、葉書や署名の形で、裁判所に対し、是非意見をお寄せいただきたいと思います。

◆12・1 アクションプログラム報告

共同代表 片岡輝美

3回目のアクションプログラムは「原告の声を聴くこと」をテーマに交流会を持った。原告6名が登壇し、なぜ原告になったのか、今感じていることやメディアに望むことを話し合った。

Kさんは、東京のデモで子ども脱被ばく裁判を知り、その場で原告になることを決心。29年間原発関連の従事者として生きてきた経験から、福島原発事故以降、日本が「基準がなくなった社会」になり、県や国が発表する放

放射線測定値が余りにもデタラメすぎると断言。自分たちにとって不都合な真実を覆い隠すことで被ばくを隠蔽しており、県民を守る意志がないと、怒りを露わにした。

Sさんは、事故直後から息子たちに鼻血や体重の減少が見られ、どうすることもできなかった苦しさを噛みしめるように語った。事故直後、何事もなく始まった学校に納得がいかず訴えると、校長からは騒ぎを鎮めないと成績に影響が出ると言われた。事実、2011年度1学期の通信簿は低い評価となった。原告のMさんと出会い原告に。県や国には「真実を語れ！」と言い続けたいが、一方で、真実を語る責任がある県や国に、なぜこのような当然であることを訴えなくてはならないのかと怒りを表した。



Mさんは、福島市の自宅が断水になったので、子どもと一緒に給水車の後ろに並んだ。その後、息子に発疹が出て、大量の鼻血で倒れることもあった。「放射能がこわい」と本人が訴えたため、県外週末避難を続けた。息子は倦怠感を、娘は常に頭痛を訴えた。子どものような弱者に原発事故の影響がしわ寄せされていることが納得できない。また、福島県内の現状はおかしいと感じている多くの子どもがいるのに、大人がその声を塞いでいると感じている。しかし、子どもが私の力となり、裁判に関わることができると力強く語った。

Nさんは知り合いからこの裁判を紹介され、原告になった。事故2週間後から、安全が確認されるまで学校の再開を延期することを、福島市や県に何度も出向きお願いしたが、いつも文科省の指示に従う他にないとの回答だった。高校生の娘を守るため、しかし、転校は避けるために山形県へ自主避難。毎日、福島市と米沢市を往復した。今後、国の政策を変えなくてははいけないと訴えた。

郡山市在住のYさんは、冒頭に「この裁判は福島県民全員が原告になることができる裁判だ」と、語った。息子が中1の時、理科の自由学習で「原発に安全はない」と学んだことから、3月12日南会津に避難した。本人は帰りたくないと言ったが、中2の新学期開始前日に帰宅。その年の夏休み原発事故後初めての長期県外保養で北海道に出た。1ヶ月間の保養を終えて帰省しての一声は「現実逃避終了」という言葉…。本人の心の底から吐露された言葉だとYさんは感じている。その後、登校拒否となり、中学卒業を機に単独で札幌へ。今も単独避難生活は続いている。Yさんは同市内で営むカフェで裁判を話題にしているが、個々の放射能などに関する情報格差が大きいと言う。今後もカフェを、情報発信の場にしていきたいと語った。

Oさんは2011年8月に子どもと関西へ避難。避難先では大きな支援を得ることができた。しかし、福島に戻り原告になったものの、日々の生活で情報を得ることに精一杯であることや原発や被ばくを、知人や友人と日常の話題することができない思いを正直に語ってくれた。県や国が取るべき対策を取らなかったことへの不信と疑惑は拭えない。さらに、いつの間にか近所に仮置き場が造成され、住民に情報が公開されないことを訴えた。

メディアには、原発事故の責任を追及する報道を続けてほしいことや深夜ではなく、ゴールデンタイムで福島の実状を伝えてほしいなどの要望があった。さらに、いつも取材する立場のメディア関係者にも日頃の思いを伺い、福島で取材する困難さはあるが、原発事故を風化させてはならないと決意が語られた。

原告の一言一言が参加者の胸に迫ってきた。それは、原発事故を仕方の無かったこと、なかったことにしてはならないとの叫びであった。「ここに子ども脱被ばく裁判の原点がある」との思いを抱き、午後の口頭弁論に私たちは臨んだ。

◆口頭弁論

Aさん

私は、原発から約30km離れた山あいの自然豊かな川俣町に住んでいました。

あの忘れもしない2011年3月11日の東日本大震災後の原発事故により、私たちの生活は一変してしまいました。ごくごく平凡に家の裏山の(2ヘクタールにも及ぶ山林に家がある)木々をマキとして風呂や湯を沸かし、家の周りで作っている米や野菜を食し、その土地の恵みをいただき、土地に密着した生活が、その事故によりすべて奪われてしまいました。

そればかりではありません！

地域のつながり、コミュニティ、家族関係まで悪化しています。何より心配で気がかりだったことは、県内(近県も含む)で事故後1か月もしないうちに、放射線の数値があきらかに高く、通常(0.04マイクロシーベルト/時)の100倍以上の所で、その影響がどうなるかもわからない状況のまま、学校が再開され、何事もなかったかのように、外でサッカー、野球、テニスなどの部活動やスポ少が平常通りされていたことです。子を持つ親としては、(誰しも)今までと変わりなく外で活動して大丈夫なのだろうか？ 病気にならないだろうか？ と不安と心配に押しつぶされそうでした。それでも、明らかに放射能汚染の中で生活し、活動を強いられた子どもたちのことを考えると、いまだに不安と心配は尽きません。

国、東電、そして同じ被災している県、市町村の方々に、この子どもを守りたいという気持ちがわかりますか？理解して寄り添う気持ちがあるのであれば、経済優先ではなく、命を大切に、これからの将来をになう子どもたちの健康に関する、命にかかわることを最優先していただきたいです。

事故後（約2週間後）、すぐに、何度となく、市町村、県に出向き、子どもたちの命を守りたくて、安全確認をきちんとしてから学校再開にしてほしいとお願いしましたが、国（文科省）の方針に従うしかないという回答でした。そこで、そんな汚染され、放射能数値の高い場所で食したり、寝たりするしかないのでは、子どもを守れないと思い、行政に頼っては子どもを守れない・・・ならば、自分で対策をとろうと考え、通える範囲の山形県に母子避難しました。当時、高校生だった娘は、転校したくないということで、毎日、米沢・福島を往復しました。せめて、放射能を気にせず、思いっきり呼吸ができる場所で休ませてあげたかったからです。

高校生だった娘たちは、「すでに被ばくしちゃってるから、私たち、子ども産めるのかな？産めないよね。」という会話をしていました。小・中・高校生の子供たちも将来に不安を感じていたことは確かです。

せめて、安全確認できるまで、一時避難させたり、保養、移動教室という対策は、とれたはずですが。何もなかった県や地方自治体の方々には、どう考えているのでしょうか。

何度となく、国や東電、自治体にお願いしても私たちの子供たちを守りたいという切なる思いが届かず、聞いていただけないので、私は、今、この場に立つしかないのです。法の力を信じたい一心です。

どうか、どうか、私たちの思いに耳も心も傾けてください。

◆口頭弁論

Bさん

先ず始めに一言申し上げたいと思います。裁判官の皆様、被告及び被告の弁護人の皆様。皆様の宝物は、何ですか。私の1番の宝物は、子供です。

今も宝物である子供達が危機に晒されています。又、放射線にも晒されています。

もうすぐ、大震災及び原発事故発生より、4年9か月を迎えます。11月30日の県民健康調査では、甲状腺癌及び癌の疑いのある子供達が、152人となりました。100万人に1人か2人とと言われてきた癌の発症及び疑いのある症状が、38万人で137人となりました。これは、現実起きています。

甲状腺癌を切ると、それで治療が終わる訳では、ありません。一生、ホルモン剤を飲み続けなければなりません。

子供達や母親達、原発被害者を守らない出鱈目の政策を行っている国や県、行政に対し怒りの収まらない日々が続いています。

私は、現在、小学4年生の息子と妻と、妻の両親、叔父達、浪江の人達と共に浪江町から福島市に避難しています。

当時は、原子力従事者で、女川原発に出張中でした。週末で、帰宅の準備中に地震が発生し、目の前に20m以上の津波がやってきて、建物も道路も車も流されました。

3/15まで、家族と連絡をとれず、又、女川原発から脱出することができませんでした。3/11の夜、女川原発内事務所のBS放送で1Fが全電源喪失し、原子炉水位が低下していることを知りました。この世の終わりを感しました。

この時から、東電や国の出鱈目な対策や事実の隠蔽が始まりました。メルトダウンが起きても、3か月経った6月ようやく、国も東電もメルトダウンの事実を認めたのです。しかし、事実隠蔽は続きました。

3/11以降、国や県は、汚染の状況や被ばく量を隠し続けてきました。汚染の酷い高線量地域に人々を留めおき、不要な被ばくを受けさせ続けたのです。安定ヨウ素剤の配布もせず、服用もさせず、避難させず、何の対策も取らないどころか、被ばく拡大をしました。

国（文部科学省）は、SPEEDIのデータを福島県に送りましたが、福島県は、これも隠してしまい、国から情報は無かったことにされました。

猪苗代町の旅館に避難中の時、一緒に避難している出産を控えた親戚の母乳検査をして貰える様に、県庁に何度も依頼しに出掛けましたが、「国や県の意向で測る事は、出来ない」と言われました。この時、私は、福島県は、県民を守る気などないんだなと思いました。測定すると被ばくしていることが、解ってしまうことを恐れ、測定をしないようにされていたのです。

それだけでなく、山下俊一氏に安全洗脳教育をさせました。事故前までは、放射線と健康障害について、被ばくをすれば癌の発症や健康障害の発生を提唱していた教授が、180度、反対のことを言い始め、被ばく拡大に加担しました。新たな安全神話の始まりです。

漫画美味しんぼでの鼻血問題は、国と県は、作者と出版社に対し、異常なほどのバッシングをしました。

事故後、半年位経ってから、私も1か月に1度から2度、鼻血がでました。昨年位まで続きました。息子は、事故後、半年位経ってから、1か月に2度、風邪をひくようになりました。免疫力の低下によるものと思われます。2年間位続きました。

こういう事実を無かった事にしたいが為、国や県は、大騒ぎしました。沢山の人が健康被害を訴えています。現実に起きている事象に対し、背を向け、目をつぶり、口をつぐみ、被害を拡大しています。

息子達は、3/11 から 3/15 の早朝まで、線量の高い津島地区に避難して被ばくさせられました。今尚、SPEEDI の情報隠しに腸の煮えくり返る思いです。あの時、ちゃんと情報が伝えられていれば、少しでも不要な被ばくは避けられたのではないのでしょうか。又、もっと遠くに避難したのではないのでしょうか。

4年8ヶ月経っても、住宅除染も宅地除染も進まず、毎日、被ばくを強要されています。学校のエアコン設置は今夏になってやっと始まりました。4年半も経って、やっとですよ。この間、子供達や人々は、被ばくしっぱなしですよ。学校の設置者である市町村は、被害者でありながら、除染等で加害者の尻拭いをさせられています。

国や県、行政は、重大な法律違反をしています。放射線障害防止法が定めた『一般人の追加被ばく線量年間 1 mSv 以下』という基準に違反しています。"放射線管理区域指定の 40,000Bq/1 m² の基準も違反しています。"

事故後の年間 20mSv などという数値は、とても容認できるものではありません。0.23μSv/h などというマヤカシの数値も容認できません。本来、0.11μSv/h で年間 1mSv です。

私は、原子力で 29 年間働いてきましたが、今までで最高の被ばく線量は、年間 1 2 mSv です。いかに、20m Sv という数値が大きいかと言う事です。原子力従事者より多くの被ばくを小さな子供達に強要しているのです。法を守らない出鱈目の政策を被害者に押し付ける国（各省庁）。県民を守らない福島県。

加害者である国と結託し、県民を欺いてきた福島県。事実を隠蔽し被ばくを拡大させてきた国と県。どちらの罪も非常に重いものです。

子供達は、子供達を護れない。子供達を護るのは、大人達の責任です。そして義務です。

子供達に安全安心な環境と未来を提供しましょう。

■原告・支援者 みんなの声

◇百姓一揆と行政訴訟

光前幸一（子ども脱被ばく裁判弁護団）

子ども人権裁判と親子裁判は、どちらも、国や県や地元の自治体といった「お役所」を相手に、名もなき我が一致団結して、やむにやまれぬ声を上げた闘いですから、ちょっと前までは、一揆といわれたものです。ちゃんまげが取れ、裁判制度がととのい、行政訴訟というモダンなものができる、一揆は起こせなくなりました。

英国のチャーチル元首相はシャレた言葉をたくさん残していますが、そのなかに、「民主主義は、いままでやってみた政治システムを除くと最悪」というものがありました（これから英語を勉強する子どもたちと、昔、英語を勉強したことのある大人たちのために、原文は、「It has been said that democracy is the worst form of government except all the others that have been tried」）。

裁判も、いままでやってみた紛争解決制度を除くと、やはりワーストかなと思います。裁判官が法にしたがって事件を解決するのが裁判制度ですが、その形式性、晦渋な言葉、法による慎重で時間のかかる判断に、これでありわいを立てている私でも煩わしくなることがあります。しかも、行政訴訟は、国（裁判所）が国（行政）を裁く裁判ですから、裁判官がおかしければアウト、法が不備でもアウト、事件の真相が隠されればなおさらアウトでゲームセットです。しかし、それでも、100年程前までの人たちが一揆かけたおもいで、裁判官を監視し、法の不備を補う知恵をはたらかせ、事件の真相を暴く熱意をもてば、裁判は、原告ら親子の置かれた窮状を、平和に、理性的に取り除く最良の手段となります。最良の手段だけに道のりは困難です。でも、私たちは、これにかけ、やり遂げる義務があります。一揆の「揆」は、はかりごと、計画という意味だそうで、作りの部分は、三方または四方に張り出たホコを描いた象形文字とのこと。確かに、じっと見つめるといい感じ（漢字）です。元気よく、賢く行きましょう。

◇北海道札幌市からも応援しています

みかみめぐる（NPO 法人みみをすますプロジェクト 北海道札幌市）

今夏、北海道東部の根室半島に近い別海町で昨年に引き続き郡山市の中学生達の保養が実施されました。引率をされたNさんは講演会で福島県内の現状と脱被ばくに対する考えを切々と語り、地元の方達から多くの共感を得ました。

その場でお預かりした子ども脱被ばく裁判の署名用紙は札幌で様々な人々の手に託され、学童保育所や自然食品店などで熱心な署名活動が行われました。

札幌市では今もなお 1500 人以上の方達が避難生活を続けています。日々の暮らしの中でこの問題が人ごとではない事を伝え合い、「脱被ばく」の意味を問い直す種が札幌でも蒔かれています。



（写真：協力者の自然食品店「らる畑」橋本まほろさん）

◇ニュージーランドで思う事

アントニオ弓削 (クライストチャーチの風 共同代表)

東日本大震災以降、日本から、引っ越された方とお話する機会が多くなりました。被災地からの方もいらっしゃいますが、それ以外の地域からの引越しも多々お見受けします。家族バラバラで来られた方、家族全員で来られた方、それぞれに辛い別れがあった事と思います。

今、日本で一番憂慮される事は、原発問題だと思います。一般の方は、耳障りな真実より、耳に心地よい嘘を信じたいのでしょうか。無かった事にしたいのは、国も同じ。でも事実である以上、受け入れない事には、前に進めない。

日本では、年間20ミリシーベルトまでだと、健康被害は考えられないと国は言っていますが、現に被災地で子供の甲状腺癌が激増しています。チェルノブイリの経験から、5年先、10年先にどうなるか、国も、しっかりと認識できている筈。問題無い、と言っておけば補償しなくていいとか、姑息な事を考えずに、この世界最大の核公害事件に対して真摯に対応すべきです。

【メモ】 昨年4月『子ども脱被ばく裁判』を支える会西日本 設立総会にニュージーランドから、「やきそばカンパ」ご持参で参加された「クライストチャーチの風」さんからお便りが届きました。

◇子ども脱被ばく裁判・支える会ふくしま報告

武本 泰

心の声や声なき声に耳を傾けて

第3回口頭弁論を終えて、子ども人権裁判は、原告側にとって、極めて厳しい状況下にあることは否めません。そのような中で、原発事故から4年半を過ぎた現在でも、原告は、放射性物質に取り囲まれた生活を強いられ、小児甲状腺がんへの恐怖が払拭されないなど、正に基本的人権の侵害が継続しています。

私たち、支える会ふくしまは、原告の“心の声”や“声なき声”に耳を傾けて、それを、裁判所を含め広く社会に伝えることが最優先されなければならないと考えています。そして、それこそが、裁判官の心を揺り動かすものと確信しています。

そのためには、どのようなアクションが効果的か、原告の会とじっくり話し合いながら歩を進めて行きたいと思っています。

◇子ども脱被ばく裁判を支える会・東日本

稲井邦利 (代表)

今回、第三回口頭弁論を傍聴できたことを、関係者の皆さまに感謝いたします。

そして徳儀で踏みとどまった、弁護団の皆さまに敬意を表します。

自分がこの裁判を知った時、二つの疑問点が浮かんだ。一つ目、子どもの集団疎開裁判は仙台高裁で敗訴になり、司法は子どもの被ばくを認めたと、市町村に子どもを避難させる責任は無いと、それなのに又、同じ裁判ですか？ 二次裁判なら、市町村が子どもを避難させる責任が無いけど、被ばくさせた責任で、保養を推進、自主避難者には保障をと、訴えるべき。二つ目の親子裁判は、被ばくをさせた責任で10万円払えば、余りに少額です。

第四回口頭弁論で却下されたら、余りにも原告さんが不憫すぎます。共同代表の水戸さんが提案された「福島を元に戻せ！」このワンフレーズは復興の妨げにもならず、第四回口頭弁論と、これからの裁判闘争に皆さまのご唱和で、原告さんに力強い支えになります。

◇子ども脱被ばく裁判おうえん@東京里芋報告

田島直樹 (#おうえん東京里芋)

12月1日第3回公判を傍聴いたしましたので里芋通信の準備をしています。裁判所は訴状の一部を門前払いするかもしれませんが、私たちの応援は、原告のみなさんの声を多くの方に届けること、そのための支援だと思っています。裁判ルールの難しい論争は弁護士さんにお任せするしかありませんが、市民のレベルで実質審理に入ってしまう方法はないのでしょうか？ 派手さを求めず、「原告の声を聞こう会」を福島各地で開くとか、どこへでもお手伝いに参ります。

◇母たちの苦悩を受け取る

(「子ども脱被ばく裁判」を支える会・西日本 事務局)

四百名を超える方々が、裁判の応援者としてつながり、今回の口頭弁論は傍聴に4名が参加しました。裁判の応援に加え、福島へ行くと深く理解されることがあります。傍聴人を増やしていきたいと思っています。

また応援カレンダーは、多数の申し込みに応え再版を重ねています。幼稚園の保護者や絵本ファンの人々に、広く裁判のことを知っていただき、心にとどめ続けてもらえることを祈りつつ、カレンダーチームが五千部の受注と発送作業。空画廊で



の原画展も盛況で、片岡共同代表にもイベント参加に福島から来ていただきました。ママレボ、道しるべも好評でした。裁判を伝えるための工夫を続けたいと思います。

◇第3回口頭弁論に参加して

宮口高枝 (脱被ばく実現ネット)

第3回口頭弁論前に、福島駅でハート風船を手に「子ども脱被ばく裁判・第3回口頭弁論・本日福島地裁で開催される！」チラシと「放射能は今でもこわいよ！子どもを守ろう！」を配布。すれ違って通り過ぎたサラリーマン風の男性がチラシを受取りに来たり、八チ公前よりも格段に受け取りがよく、1時間弱で持参したチラシ200枚ほぼ配布。今回の裁判は、全国からの多くの署名を背景に、弁護士と裁判官の緊迫したやり取りで門前払い判決は出なかった。次回は東京からバスツアーを組んで1人でも多くの方に裁判を傍聴し、願わくは裁判所を取り囲むくらいの参加者の気迫で取組みたいと思う。

■ママレボブックレットお買い上げください

ママレボブックレット「子ども脱被ばく裁判」の弁護士が、ふくしまの親たちに送るメッセージは、子ども脱被ばく裁判の会弁護団長の井戸謙一弁護士により、子ども脱被ばく裁判がわかりやすく説明されています。なお、このブックレットの売り上げの一部は、ママレボ編集部のご好意により「子ども脱被ばく裁判の会」に寄付されることとなっています。この機会に、是非、ご購入の上、ご一読いただければ幸いです。



▲▽ ご注文冊数別の代金と送料 ▼▲

- ・ 1冊ご注文の場合 → 800円(代金) 250円(送料)
- ・ 2～5冊ご注文の場合 → 800円×冊数、360円(送料)
- ・ 6～9冊ご注文の場合 → 800円×冊数、510円(送料)
- ・ 10冊以上ご注文の場合 → 800円×冊数、送料無料

▲▽ お申込み・お問い合わせは、リーフレットの巻末に表記の事務局まで ▼▲

■子ども脱被ばく裁判の会 会計報告書(第3期)

収入の部			支出の部		
勘定科目	第3期(円)	累積(円)	勘定科目	第3期(円)	累積(円)
寄付収入	3,273,550	6,106,303	人件費	135,000	190,000
物販収入	46,880	261,230	旅費交通費	260,430	1,064,270
雑収入	56	674	通信運搬費	98,013	283,980
			印刷費	95,145	395,588
			書籍費	69,160	235,480
			会議費	7,236	124,836
			備品費	40,398	54,242
			雑費	8,008	21,680
			消耗品費	9,409	70,459
小計	3,320,486	6,368,207	小計	722,799	2,440,535
差引残高				3,927,672	

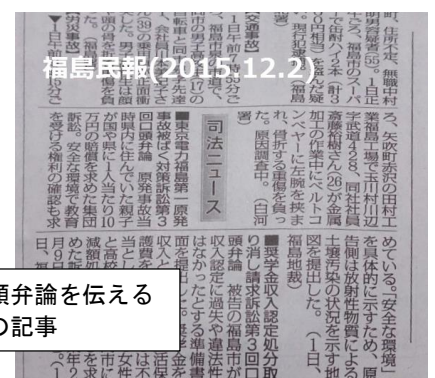
子ども脱被ばく裁判を応援して下さる全国のみなさまへ

会報「道しるべ」3号、第3回口頭弁論期日の報告をお届けいたします。

日頃より子ども脱被ばく裁判を応援し、カンパをお寄せくださりましてありがとうございます。

振替用紙に添えられたメッセージにも大いに励まされております。発行した領収書は300枚に達します。

「領収書不要」と書いてくださった方へ、この紙面をもって感謝をお伝えしたいと思います。



第3回口頭弁論を伝える
福島民報の記事



2015年12月1日
第3回口頭弁論に際し
福島地方裁判所前でのアピール

事務局からのお知らせ

① 署名、応援ハガキについて

福島地裁に、原告の思いに正面から向き合い、公正な審議・判決を行ってくださるよう、署名と応援ハガキによる要請を行なっています。みなさまの応援を心よりお願い致します。なお、署名用紙や応援ハガキをご希望の方は、下記の事務局までご一報ください。また、第3次集約日は、2016年2月15日を予定しています。

② 今後の口頭弁論期日について

裁判は、福島地方裁判所（福島市）で開かれます。現時点で判明している裁判日程は、次の通りです。なお、一般傍聴の場合は、整理券が必要となることがありますので、予め、福島地方裁判所の Web などでご確認下さい。

- ・第4回口頭弁論期日 2016年2月25日（木曜日） 予定
- ・第5回口頭弁論期日 2016年5月26日（木曜日） 予定

福島地方裁判所：福島市花園町 5-38 電話番号 024-534-2156

③ 寄付、カンパのご協力をお願い

子ども脱被ばく裁判の会では、みなさんから寄せられたカンパ・支援金は、裁判に掛る経費（裁判費用など）、原告や弁護団の旅費交通費や会報の印刷など裁判活動に伴う経費として活用させていただいています。

また、会計報告についても、約3ヶ月毎に、会報に会計報告を掲載しています。子ども脱被ばく裁判へのカンパは、下記のゆうちょ口座をご利用ください。

ゆうちょ銀行 記号番号：02230-6-138810 名義：子ども脱被ばく裁判の会

④ 事務局へのお問い合わせ

子ども脱被ばく裁判の会・事務局の連絡先は次の通りです。なお、子ども脱被ばく裁判の会のリーフレットや会報「道しるべ」をご希望の方、子ども脱被ばく裁判および子ども脱被ばく裁判の会へのご意見、ご要望なども下記連絡先までお願いします。

事務局長 武本 泰

事務局メールアドレス kodomo2015-info@oregano.ocn.ne.jp

事務局電話番号 080-5220-4979

事務局住所

〒963-8018 福島県郡山市桃見台8番地24号レールシティ桃見台702号

※ ご注意 本文書の無断での転用、転載は硬くお断り申し上げます。